



# APO-社労士通信

## 働く女性の母性保護規定

子育てをしながら働く女性の母性保護に関する環境整備が進み、しばしば法改正も行われますが、労働基準法だけでなく、男女雇用機会均等法、育児介護休業法等、法律も複数にわたり混乱することもあるのではないのでしょうか。今回は、押さえておきたい主な事項を一覧にまとめてみました。

法規	対象者	保護規定
男女雇用機会均等法 労働基準法	妊産婦 (妊娠中及び産後1年を経過しない女性)	<b>健康診断等を受けるために必要な時間の確保</b> (妊娠23週までは4週間に1回、24～35週までは2週間に1回、36週以降出産までは1週間に1回)。医師からの指導、診断により、通勤緩和、休憩時間延長等の措置、作業の制限、勤務時間の短縮等の措置。 妊娠中・・請求により軽易業務への転換 妊産婦・・有害業務禁止/請求により時間外労働、休日労働、深夜業の制限 1歳未満の子を育てる女性・・請求により、1日2回各々少なくとも30分の育児時間
労働基準法	産前6週間～産後8週間	<b>産前産後休業</b> ・・産前6週間、産後8週間。産前休業は従業員の請求があった場合のみ。産後は6週間までは強制、その後2週間は医師の診断によっては就労可能。
育児介護休業法	1歳に満たない子を養育する労働者	<b>育児休業</b> ・・原則として子が1歳に達するまで(両親とも育児休業を取得する場合は1歳2か月に達するまでの期間に1年間)。条件を満たせば1歳6か月まで延長可能。 ●労使協定により、a)雇用された期間が1年未満の者、b)休業申出から1年(1歳6か月までの延長の場合は6か月)以内に雇用関係が終了する者、c)所定労働日数が週2日以下の者は適用除外ができる。(※1)
	3歳に満たない子を養育する労働者	<b>所定外労働時間の免除</b> ・・労働者の請求により (※2) ●労使協定により、a)雇用された期間が1年未満の者、b)所定労働日数が週2日以下の者は適用除外ができる。(※1) <b>所定労働時間の短縮等</b> ・・1日の所定労働時間を原則6時間とする。短縮措置に代え、育児休業に準じる措置、フレックスタイム、始・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ等の措置も可能。 ●労使協定により、a)雇用された期間が1年未満の者、b)所定労働日数が週2日以下の者、c)業務の性質上、または業務の実施体制に照らして、短縮措置等が困難と認められる者は適用除外ができる(※1)。
	小学校就学始期に達するまでの子を養育する労働者	<b>時間外労働の制限</b> ・・労働者の請求により、1か月24時間、1年150時間まで(※2)。 <b>深夜業の免除</b> ・・労働者の請求により、午後10時～午前5時の就労不可(※2)。 日々雇用される者、雇用された期間が1年未満の者、所定労働日数が週2日以下の者は適用除外(労使協定不要)。 所定外労働の制限、所定労働時間の短縮の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努力義務 <b>子の看護休暇</b> ・・1年に5日まで(子が2人以上の場合は10日まで) ●労使協定により、a)雇用された期間が6か月未満の者、b)所定労働日数が週2日以下の者は適用除外ができる。(※1)

(※1)「日々雇用される者」は労使協定によらず適用除外されます。

(※2) 事業の正常な運営を妨げる場合はこの限りではありません。

## 知っておきたいミニ知識 第94回 短時間勤務制度

短時間勤務制度は広く認識される制度となってきましたが、育児介護休業法では「所定労働時間の短縮」と規定され、平成24年の法改正により、それまでは事業主が講ずべきいくつかの措置のひとつであったものが、従業員が希望すれば利用できる制度を設けなければならない、という義務にかわりました。就業規則に規定されるなど、制度化されていることが必要です。また1日の労働時間を原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものでなければなりません。

本文中に記載した適用除外者のうち、「業務の性質上、または業務の実施体制に照らして、短縮措置等が困難と認められる者」について、指針では以下のような業務を事例として挙げていますが、あくまでも個々の実態に応じて判断されます。

- ・国際路線等に就航する航空機において従事する客室乗務員等の業務
- ・労働者数が少ない事業所において、当該業務に従事する労働者数が著しく少ない業務
- ・流れ作業方式による製造業務であって、短時間勤務の者を勤務体制に組み込むことが困難な業務
- ・交代制勤務による製造業務であって、短時間勤務の者を勤務体制に組み込むことが困難な業務
- ・個人ごとに担当する企業、地域等が厳密に分担されていて、他の労働者で代替が困難な業務

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp  
〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1840

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>